

Ⅱ 不在者投票特別経費の請求について

1 不在者投票に関する費用について

県議会議員選挙において、不在者投票の事務を行っていただいた場合、投票用紙等の郵送料などの経費が必要となりますので、次の経費を県からお支払いします。

- 郵送料等経費
(投票した選挙人1人当たり1,073円(いわゆるレターパック相当額を含む))
- 外部立会人に支払った報酬額

2 必要書類及び請求先

(1) 請求に必要な書類等

請求には次の書類が必要です。

- ① 不在者投票特別経費請求書
- ② 不在者投票者名簿

市区町村から選任・派遣された外部立会人に報酬を支払った場合は、その費用を県に請求できますので、更に次の資料を添付してください。

- ③ 外部立会人報酬計算書
- ④ 市区町村選管が発行した外部立会人の選定についての通知書
- ⑤ 報酬の支払いに係る領収書又は振込依頼書等の写し

②、③は不在者投票指定施設用諸用紙綴に入っています。福岡県庁のホームページにも掲載しています。

(2) 請求先

経費の請求先は、次のとおり福岡県（福岡県知事）になります。

<不在者投票特別経費請求先>

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

福岡県企画・地域振興部市町村振興局 行財政支援課 選挙係

※ 封筒には「不在者投票特別経費請求書 在中」と記載してください。

(3) 請求期限

令和7年6月27日(金)

(4) その他

県から施設に対して経費の振込を行う際は「40.ギョウザイセイシエンカ」という名義から指定された口座へ振込を行います。

※振り込まれた際、振込者の名前が途中で切れる場合があります。

3 各様式作成上の注意事項

以下の各様式は、指定施設等において控えを保管してください。

(1) 不在者投票特別経費請求書

- 請求額は、不在者投票をした選挙人 1人について1,073円で計算してください
- 経費の算定対象となるのは、あくまで実際に投票した人数です。
- 市町村から選任・派遣された外部立会人に報酬を支払った場合は、外部立会人報酬計算書を添付し、請求額の内訳に報酬額を記入してください。
- 振込先の口座は、指定施設等の長（院長）が個人名義人でない口座でもかまいません。
- 書き損じた場合は、改めて作り直してください（訂正印は不可）。
- 施設（病院）の正式名称に必ずフリガナを記載してください。
- 振込先の債権者番号が分かる場合は、不在者投票特別経費請求書右上の「債権者番号」欄に記入してください。

(2) 不在者投票者名簿

- 市区町村に送付した投票用紙等の交付請求書を県への経費請求に使用することはできませんのでお間違えの無いようにしてください。
- 「選挙人氏名」等の名簿記載欄には、投票用紙等の交付請求者について記載し、一番下の「投票者数」欄には、「実際に投票を行った人数」を記載してください。

(3) 外部立会人報酬計算書

- 複数の外部立会人に報酬を支払った場合や、外部立会人の立ち合いの下で2日以上投票を行った場合は、それぞれ別用紙で作成してください。
- 従事時間に応じて総務省の基準で算出した上限額までしか支払うことができませんので、上限額を超えないようにしてください。
- 立会人が市区町村に選定されたことが確認できる選定通知書と支払額が確認できる領収書等を添付してください。

